平成２３年（フ）第７０２号
東京都八王子市鑓水２丁目82番地３―203
債務者　白見　大輔
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４７号
愛媛県大洲市阿蔵甲725番地１
債務者　河野　　実
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時20分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第７３７号
東京都福生市大字熊川1091番地パークハイツ201号室
債務者　平野　正行
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８０１号
東京都青梅市師岡町１丁目168番地の１レオパレスアトリオ師岡203
債務者　久保田　浩
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
石川県七尾市川原町77番地　野岸静夫方
債務者　野岸　千里
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３１７号
岡山市北区万成西町13番17号　奥の方、旧住所岡山市北区下伊福上町６番10号
債務者　田村美智子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２２号
岡山市北区清輝橋３丁目７番19号　ナッツクラッカー医大東406号室
債務者　西谷　裕一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３号
岡山市北区清輝橋３丁目７番19号　ナッツクラッカー医大東406号室
債務者　眞下利佳子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２８号
岡山県赤磐市山陽６丁目１番４―101号
債務者　鈴木　信吉
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９号
岡山県赤磐市山陽６丁目１番４―101号
債務者　鈴木　早苗
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１号
大分県竹田市大字君ケ園377番地１
債務者　本村　隆行
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時50分
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第４０号
大分県宇佐市大字四日市3010番地　県営小峰団地２Ａ―６―83
債務者　秋山こと　李　　髙子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第９６４１号
神奈川県横浜市港北区新羽町1747―76
債務者　渋谷　幸生
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６４６号
神奈川県相模原市南区鵜野森２丁目５―19―Ａ103
債務者　相澤　美和（旧姓仲谷）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６４７号
神奈川県大和市下鶴間1550―１―407
債務者　黒川　貴子（旧姓中村・山内）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部